

平成三年三月八日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一二〇第六号

平成三年三月八日

内閣総理大臣 海 部 俊 樹

衆議院議長 櫻内義雄 殿

衆議院議員草川昭三君提出いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する
質問に対する答弁書

一について

いわゆる「米金融報復法案」とは、米国の国防生産法改正法案に含まれるいわゆるリーグル・
ガン条項のことと理解するが、同条項に対する米政府の公式の立場については、平成三年
二月二十一日付けの米国大統領府の声明において述べられているとおり、これに反対であると
承知している。

同条項に関して、ブレイディ財務長官が、同年二月二十六日の上院銀行住宅都市委員会にお
いて財務省の金融制度改革案が審議された際に支持の姿勢を明確にしたとの報道があったこと
は承知しているが、同長官の証言の趣旨は、同条項について、平成二年以来行われた修正に

よって改善されたことを評価はするが、支持を表明したものではないと理解している。

二について

いわゆるリーグル・ガーン条項に関する米国議会の動きは流動的であり、確たることは申し上げられない。

政府としては、従来から、同条項について有している懸念を米国財務省をはじめとする関係者に伝え、理解を求めてきたところであるが、今後とも米国議会の動きを注視しつつ、この努力を続けてまいりたい。